

R2.4.30 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

R2.4.30 遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部事務局作成 (事務局：総務課危機管理係)

1 各課所管事項

(1) ゴールデンウィーク中（休暇中）の対策本部対応について（所管：事務局）

国・県が期間延長及び措置内容を決定・要請する日程が不明であり、本部会議は県教育委員会の要請を受けた町教育委員会での小中学校休業延長の決定後の開催となるため、会議開催基準は設けず、本部長である町長の判断により日時を決定し会議を招集する。なお、町の方針については、国・県の要請に沿うような方向性で協議する。

町内での感染者発生時についても、本部長の判断により開催日時を決定し会議を招集する。

※上記の協議の他、国内・県内感染発生状況と国・県・近隣市町・本町の対応についての経過報告、各課・局、庁外本部員、オブザーバーの取り組み状況の報告を行い、情報共有を図った。